



令和 8 年 4 月 9 日
中国財務局

協同組合神辺わかば会発行の商品券をお持ちの皆様へ

本日、協同組合神辺わかば会（所在地：広島県福山市、法人番号 5240005008919、以下「当組合」という。）の代理人弁護士から「広島地方裁判所福山支部に破産手続開始の申立てを行った。」との報告を受けました。

このため、現在、当組合が発行した商品券（※）は使用できなくなっております。

※ 商品券の名称：ギフトカード（500 円券、1,000 円券）

当組合が発行した商品券については、資金決済に関する法律に基づき、当組合が供託した発行保証金（※）により還付することとなっており、還付手続きの際には、商品券現物の提出が必要となります。

※ 資金決済に関する法律では、未使用残高（まだ使われていない商品券の残高）の二分の一の額以上の額を発行保証金として供託することとなっており、破産手続開始の申立て等が行われたとき、その発行保証金より還付を行います。

今後の手続きについては、詳細が決まり次第、中国財務局のホームページ等でお知らせします。

つきましては、当組合発行の商品券をお持ちの方は、大切に保管していただくようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

中国財務局金融監督第三課

電話 082-221-9221（代表）